

高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行令の一部改正について (概要)

1. 現行制度

- 高等学校等就学支援金については、支給の対象外(年収目安910万円以上)となる者や加算の対象(年収目安590万円未満～非課税)となる者を、課税証明書に記載されている市町村民税所得割の額を用いて判定
 - ※ 年収目安は、両親の一方が働いていて、高校生1人、中学生が1人のモデル世帯における額
- 国は、高等学校等就学支援金の支給・加算の基準となる市町村民税所得割の額を政令で規定しており、都道府県はこの基準額に基づいて生徒への支給・加算を判定

2. 都道府県から指定都市への税源移譲

- 県費負担教職員の給与等の負担が都道府県から指定都市に権限移譲されたことに伴い、平成30年より都道府県から指定都市への税源移譲が行われ、指定都市と指定都市を有する道府県の標準税率が変更

(従来の標準税率)	【全市町村】	道府県民税 4%	市町村民税 6%
↓			
(改正後の標準税率)	【指定都市】	道府県民税 <u>2%(-2%)</u>	市町村民税 <u>8%(+2%)</u>
	【それ以外】	道府県民税 4%(±0%)	市町村民税 6%(±0%)

3. 税源移譲への対応

- 税源移譲に伴い、指定都市とそれ以外の市町村とで市町村民税所得割の標準税率が異なることとなるため、高等学校等就学支援金の支給・加算の判定基準を、現行の「市町村民税所得割の額」から「道府県民税所得割の額と市町村民税所得割の額とを合算した額」(指定都市とそれ以外の市町村のいずれにおいても標準税率は10%)に変更する

4. その他

- 閣議決定日 平成29年12月5日
- 施行日 平成30年7月1日